

介護予防支援重要事項説明書

＜令和 7年 4月 1日 現在＞

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6666-5447（午前9時～午後6時まで）

担当 小原 正子

＊ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. オハナ・ケアサービス江東(居宅介護支援)事業所の概要

(1) 介護予防支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	オハナ・ケアサービス江東(居宅介護支援)	事業所番号	1370807099
所在地	東京都江東区東陽5-25-10 いづみコーポ114号		
サービスを提供する地域＊	江東区		

＊ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名※兼任	0名	管理	1名
介護支援専門員	4名 ※管理者兼任1名	0名	居宅介護支援	4名
介護予防支援担当職員	4名 ※管理者兼任1名	0名	介護予防支援	4名
事務職員	0名	0名	請求業務、他	0名

(3) 営業時間

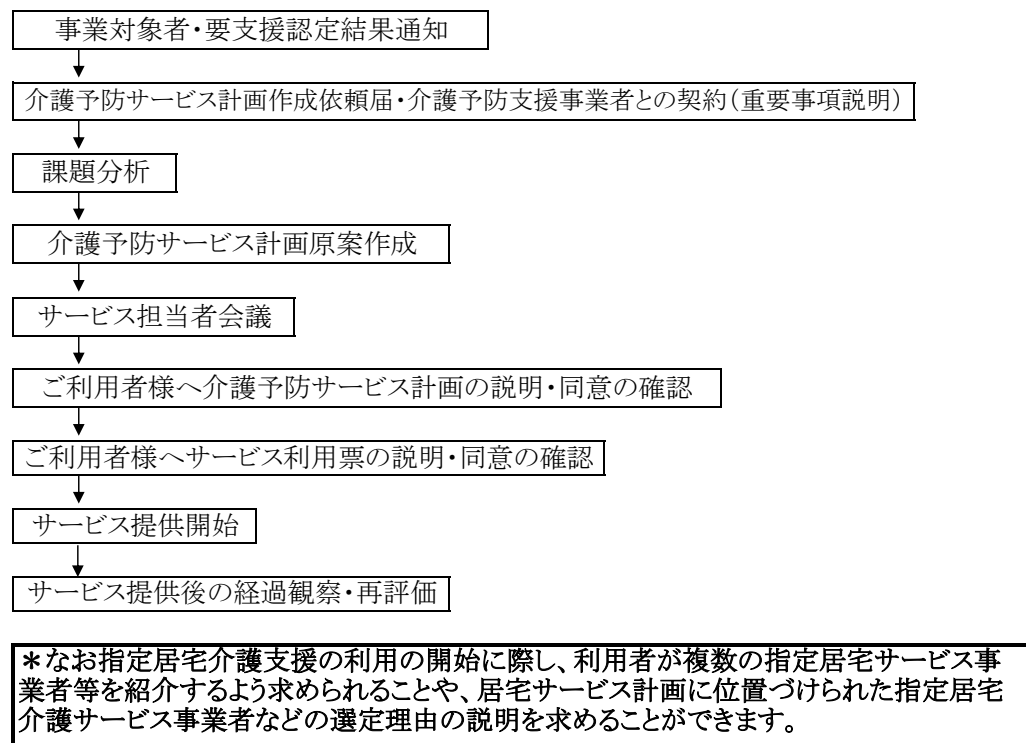
平日	午前9時～午後6時
土・日・祝祭日	休

12月29日～1月3日は休業

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、ご利用者様及びその家族に限らず全ての方に対し、ご要望に応じて、開示致します。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



- * 利用者様及びそのご家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス計画実施状況を把握(以下「モニタリング」)するとともに、原則として少なくとも3月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、また介護予防サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録いたします。

なお以下の要件を満たす場合には、オンラインモニタリングを活用し、ご利用者宅への訪問を6月に1回とすることがあります。

- (1) オンラインを活用したモニタリングが実施可能な利用者であること
(利用者の心身状況が安定している。オンラインを活用して意思疎通ができるなど)
- (2) 利用者の同意を得られること
- (3) サービス担当国会議等において、主治の医師、担当者その他の関係者の合意が得られること
- (4) サービス事業所の担当者と連携して情報収集が行えること

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または事業対象者・要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- * 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日江東区の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

事業対象者・要支援1・要支援2
5,380円

【その他加算】

初回加算	+300単位	3,420円
------	--------	--------

・「新規」、「要介護者が要支援認定を受けた場合」、または「要介護状態区分が2区分以上変更された場合」に、介護予防サービス計画を作成し、介護予防支援を提供した場合に算定させていただきます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護予防支援担当職員がおたずねするため、1km毎に100円が必要です。

(3) 解約料

ご利用者様はいつでも契約を解約することができます、一切料金はかかりません。

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合のお支払方法は、口座自動引き落としのみとなります。

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、20日に前月分を口座から自動引き落としをします。お支払いいただきますと、後日領収証を発行します。

* 口座自動引き落とし契約月に発生したお支払い料金については、翌々月の引き落としとなります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

文書等でお申し出されればいつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の指定介護予防支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護・要支援認定区分が、非該当(自立)または要介護と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

ご利用者様やご家族などが当社や当社の介護予防支援担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます場合がございます。

6. 当社の介護予防支援の特徴等

【介護予防支援担当職員としての基本姿勢】

わたくしたち株式会社オハナ・ケア オハナ・ケアサービス江東(居宅介護支援)の介護予防支援担当職員は、介護保険法に基づいて、ご利用者様の自立した日常生活を支援する専門職です。介護保険法の理念と企業理念を念頭に置きながら、以下のことを基本姿勢として業務に取り組んでいます。

(その人らしい生活の支援)

わたくしたち株式会社オハナ・ケア オハナ・ケアサービス江東(居宅介護支援)の介護予防支援担当職員は、個人の尊厳の保持を旨とし、ご利用者様の意思を尊重し、その有する能力に応じてまたその能力の向上を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者様の利益と権利を擁護し、その人らしい生活の支援をしていきます。

(法令遵守・向上努力)

わたくしたち株式会社オハナ・ケア オハナ・ケアサービス江東(居宅介護支援)の介護予防支援担当職員は、法令遵守・秘密を保持し、公正中立な立場を堅持しながら、他職種ともよりよい連携を図り、常に専門知識・技術の向上に努めています。

(傾聴・説明責任)

わたくしたち株式会社オハナ・ケア オハナ・ケアサービス江東の介護予防支援担当職員は、ご利用者様や関係者の意見・要望を傾聴し、自己の作成した介護予防サービス計画書に基づいて提供されたサービスや、介護保険制度の動向について、ご理解いただけるようご説明いたします。また、苦情は、真摯に受け止め、適切かつ迅速に改善・再発防止に努めています。

(よりよい社会づくりに貢献)

わたくしたち株式会社オハナ・ケア オハナ・ケアサービス江東(居宅介護支援)の介護予防支援担当職員は、他の専門職や地域住民とも連携を図り、地域包括ケアを推進しご利用者様が地域の一員として、暮らしやすいよう支援し、よりよい社会づくりに貢献していきます。

(その他サービス利用のために)

事 項	有無	備 考
居宅介護支援専門員の変更の可否	○	変更を希望される方は御申出ください
従業員への研修の実施	○	研修を実施しています。
第三者評価実施状況	×	
その他		

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	小原 正子	管理者
-------------	-------	-----

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待防止に関する研修を実施します。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人など)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに区市町村に通報します。

8. 身体拘束等適正化のために関する事項

事業者は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を補剛するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(1) 身体拘束適正化に関する責任者を選定しています。

身体拘束適正化に関する責任者	管理者 小原 正子
----------------	-----------

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業者に対する身体拘束適正化に関して啓発・普及しています。

9. 緊急時の対応方法

緊急時対応時間：24時間対応

緊急時対応担当者：小原 正子 電話 03-6666-5447

サービスの提供中等に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

10. 事故発生時の対応方法について

- (1) 当事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. サービス内容に関する苦情

① 当社お客さま相談・苦情担当

当社の介護予防支援に関するご相談・苦情および介護予防サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

代表者 齊藤 智

担当 小原 正子

電話 03-6666-5447

(受付時間 24時間対応)

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情

・苦情を必ず記録に残す



管理者 小原

・事実関係を明確にし、適切な対応を行う。
・状況報告書作成ー事実関係を明確にしたうえで書面での報告・作成
・是正、予防処置報告書作成ー必要に応じ再発防止策を書面で報告・作成
・必要に応じ担当介護予防支援担当職員への報告、サービス担当者会議、保険者への報告を行った上で指示を仰ぐなどする。



ご利用者(必要があれば保険者)に提出し、対応説明を行い、指示を仰ぐ(了承を得る)

・対応方法、結果を記録に残す

事業所において解決困難な場合には、以下の保険者及び国保連と協議解決を図る

1. 東京都国民健康保険団体連合会介護相談指導課介護相談窓口担当:03-6238-0177
2. 江東区福祉部介護保険課介護サービス利用相談窓口:03-3647-4319
3. 東陽長寿サポートセンター:03-5665-4547

② その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

都道府県名 東京都

施設名 東京都国民健康保険団体連合会

電話 03-6238-0177

区市町村名 江東区

施設名 江東区福祉部介護保険課介護サービス利用相談窓口

電話 03-3647-4319

江東区長寿サポートセンター(地域包括支援センター)

施設名 東陽長寿サポートセンター

電話 03-5665-4547

12. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社オハナ・ケア
代表者役職・氏名	代表取締役 齊藤 智
本社所在地・電話番号	東京都江東区東陽5-25-10 いづみコーポ114号
定款の目的に定めた事業	・要支援者、高齢者の入浴、排泄、食事その他日常生活における介護サービスに関する業務 ・介護保険法による居宅介護支援事業 ・介護保険法による介護予防支援事業 ・介護保険法による居宅介護サービス事業 ・介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業 ・その他これに付随する業務

営業所数等	訪問介護	3カ所
	介護予防・日常生活支援総合事業	3カ所
	居宅介護支援・介護予防支援	1カ所

年 月 日

介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者

所在地	東京都江東区東陽5-25-10 いづみコーポ114号
名称	株式会社オハナ・ケア
	オハナ・ケアサービス江東(居宅介護支援)
代表者	管理者 小原 正子 印
指定番号	1370807099

説明者	所属	居宅介護支援課
	氏名	印

私は、契約書および本書面により交付を受け、事業者から介護予防支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

利用者	住所
	氏名 印

(代理人)

私は、本人の契約意思を確認し、署名代行いたしました。

住所
氏名 印

利用者との関係:

署名代行事由: